

茨城県報 第463号

平成5年7月12日

月曜日

目次 告示

ページ

- 救急告示病院の申出の撤回(医療整備課)..... 1
- 茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の一部改正(農業経済課)..... 2
- 茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程により知事が指定する資金の種類及び利子補給率の一部改正(〃)..... 4
- 保安林の指定の解除の予定(林業課)..... 6
- 加入区の指定(漁政課)..... 6
- 定款変更の認可(農地管理課)..... 6
- 土地改良事業計画の変更の認可(〃)..... 7
- 国土調査の実施の公示(農地計画課)..... 7
- 道路の区域の変更(3件)(道路維持課)..... 7
- 二級河川大北川の一部用途廃止(2件)(河川課)..... 10
- 都市計画事業の認可(2件)(下水道課)..... 10
- 土地改良事業の工事の完了(土地改良事務所)..... 11

公 告

- 開発行為の工事完了(4件)(建築指導課)..... 12
- 道路の位置の指定(〃)..... 13

告 示

茨城県告示第862号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である次の病院については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹内藤男

名 称	所 在 地
医療法人社団浦川会 勝田病院	勝田市本町22-2



茨城県告示第863号

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程(昭和52年茨城県告示第405号)の一部を次のように改正する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

付則第5項を次のように改める。

(利子補給率の特例)

- 5 農業近代化資金助成法施行令(昭和36年政令第346号)附則第7項に規定する資金についての別表の適用については、当分の間、同表の第1号から第4号まで、第6号及び第7号の項中「年2.45%」とあるのは「年3.6%」と、「年2.25%」とあるのは「年2.6%」と、「年0.85%」とあるのは「年1.2%」とする。

別表を次のように改める。

別表(第3条)

資 金 の 種 類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号, 第2号, 第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号, 第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 農舎, 畜舎, 蚕室, 農産物乾燥施設, たい肥舎, 農作物育成管理用施設, サイロ, たい肥盤, 農業用貯溜槽, 果樹棚, 牧さく, 農業用索道, 排水施設, かん水施設, 農産物集出荷施設, 農産物処理加工施設, 農産物貯蔵施設, 農産物販売施設, 農業生産資材貯蔵施設, 農業生産資材製造施設, 農機具保管修理施設, 病害虫等防除施設, ふ卵育すう施設, きこの栽培施設, 家畜人工受精施設, 家畜市場施設, 家畜診療施設又は農業生産(農産物の処理加工を含む。)に伴って生じる公害の防止のために必要な施設の改良, 造成又は取得に必要な資金	年2.45%	年2.25%	年0.85%

2 原動機，農用地改良造成用機具，揚排水用機具，耕うん整地用機具，農作物育成管理用機具，肥料調製散布用機具，病害虫等防除用機具，収穫調整用機具，農産物処理加工用機具，畜産用機具，養蚕用機具，運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に要する資金	年2.45%	年2.25%	年0.85%
3 果樹，オリーブ，茶，ホップ，桑又はアスパラガスの植栽又は育成に要する資金	年2.45%	年2.25%	年0.85%
4 牛，馬，めん羊，山羊，若しくは豚の購入又は牛若しくは豚の育成に要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年2.45%	年2.25%	年0.85%
5 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	年2.6%	年2.6%	年1.2%
6 診療施設，農事放送施設，水道施設その他農村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣の定めるものの改良，造成又は取得に必要な資金	—	年2.25%	年0.85%
7 前各号に掲げるもののほか，農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金 ア 新規就農の円滑化に必要な資金 イ 肥育牛の購入又は育成に必要な資金 ウ 肥育豚及び鶏の購入に必要な資金 エ 花木・花木の植栽又は育成に必要な資金 オ 薬用作物の植栽又は育成に必要な資金 カ さとうきびの植栽又は育成に必要な資金 キ 未利用資源活用施設の改良，造成又は取得に必要な資金 ク 農村における給排水施設の改良，造成又は取得に必要な資金	年2.45%	年2.25%	年0.85%
	年2.45%	年2.25%	年0.85%
	年2.45%	—	—
	年2.45%	年2.25%	年0.85%
	年2.45%	年2.25%	年0.85%
	年2.45%	年2.25%	年0.85%
	年2.45%	年2.25%	年0.85%
	年2.45%	—	—

ケ 特定の農家住宅の改良，造成又は取得に必要な資金	年2.45%	—	—
コ 観光農業施設の改良，造成又は取得に必要な資金	年2.45%	年2.25%	年0.85%
サ 内水面養殖施設の改良，造成又は取得に必要な資金	年2.45%	年2.25%	年0.85%
シ 中核農家が経営規模の拡大に必要な初度的経営資金	年2.45%	—	—
8 前各号に掲げる資金のうち，知事が特に必要と認めて指定するもの	年6.6%以内で知事が指定する率	年4.1%以内で知事が指定する率	年2.7%以内で知事が指定する率
9 農業後継者が特定の農業部門の経営開始に必要な資金	年3.6%	—	—

付 則

- この告示は，公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の規定は，平成5年6月4日以後になされた貸付に係る農業近代化資金等利子補給について適用し，同日前になされた貸付けに係るものについては，なお従前の例による。

茨城県告示第864号

昭和52年4月1日茨城県告示第406号で告示した茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程(昭和52年茨城県告示第405号)別表8の項に規定する知事が特に必要と認めて指定する資金の種類及び知事が指定する利子補給率の一部を次のように改正し，平成5年6月4日以後になされた貸付に係る農業近代化資金等に係る利子補給について適用し，同日前に貸付けを受けた農業近代化資金等に係る利子補給については，なお従前の例による。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

表を次のように改める。

	利 子 補 給 率		
資 金 の 種 類	農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
ア 特定地域において肥育素牛、繁殖肉用牛の購入に必要な資金	年2.85%	—	—
イ 農業公害の防止に必要な資金	年4.1%	年3.6%	年2.2%
ウ 水田営農活性化条件整備特別対策事業に基づき水田条件整備事業の実施に必要な資金	年4.1%	年4.1%	年2.7%
エ 特定事業において大規模畜産経営の安定に必要な資金	年3.35%	—	—
オ 中堅農家の生産基盤強化に必要な資金	年2.85%	—	—
カ 同和地区において畜産経営に必要な資金	年4.1%	—	—
キ 豊かなむらづくり事業等を推進するのに必要な資金	年3.6%	年2.6%	年1.2%
ク 霞ヶ浦の浄化のための環境改善に必要な資金	年6.6%	—	—
ケ 農産物の低温貯蔵・予冷のために必要な資金	—	年3.45%	年2.05%
コ 米麦のばら出荷に必要な資金	—	年3.45%	年2.05%
サ 特定地域において野菜の出荷に必要な資金	年3.85%	年3.4%	年2.0%
シ 特定地域において農業の活性化に必要な資金	年3.85%	年3.4%	年2.0%
ス 青果物・花き銘柄産地等において施設整備又は品質の維持改善に必要な資金	年3.6%	年2.6%	年1.2%
セ 常磐新線の建設に係る農業対策の推進に必要な資金	年3.6%	年2.6%	年1.2%
ソ 自然災害の未然防止を推進するのに必要な資金	年4.1%	年3.6%	年2.2%

備 考

この表ウの項は、昭和53年度から平成7年度までに貸付けを受けた資金について適用する。この場合において、償還期限が5年を超える資金については、6年目以後の貸付期間に係る利子補給率は、「4.1 %」とあるのは「2.6 %と、「2.7 %」とあるのは「1.2 %」とする。

茨城県告示第865号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除をする保安林の所在場所
新治郡出島村大字加茂字三本松4270の1, 4270の5
- 2 指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第866号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項、第2項及び第6項の規定により、加入区を次のとおり指定する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

加入区の名称	加 入 区 の 区 域
土 浦	土浦市（沖宿、田村、手野を除く）一円

茨城県告示第867号

平成5年3月16日付けで立花土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成5年7月5日認可した。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 868 号

平成5年3月16日付けで、立花土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成5年7月5日認可した。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 869 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第2号に規定する調査を次のとおり実施する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 国土調査として指定された年月日

平成5年6月15日

2 調査を実施する者の名称

茨 城 県

3 調査地域

測量法（昭和24年法律第188号）第27条第2項の規定により、建設大臣の刊行した5万分の1地形図の次の図幅内の地域「川部」,「小名浜」,「日立」,「高萩」,「大津」

4 調査期間

この告示の日から平成6年3月31日まで

茨城県告示第 870 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成5年7月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
国 道 3 4 9 号	久慈郡里美村大字小菅 5番地先から	旧	メートル 最大 9.0 最小 5.0	メートル 125.0	
			最大 18.0 最小 16.0		
	久慈郡里美村大字小菅 792番13地先まで	新	最大 18.0	129.0	
			最小 16.0		

国道 3 4 9 号	久慈郡里美村大字小菅 129番地先から	旧	最大 最小	7.0 4.5	170.0	
	久慈郡里美村大字小菅 171番地先まで	新	最大 最小	23.0 16.5	150.0	
国道 3 4 9 号	久慈郡里美村大字小菅 412番1地先から	旧	最大 最小	24.0 4.5	900.0	
	久慈郡里美村大字小菅 709番地先まで	新	最大 最小	63.0 12.0	740.0	
国道 4 6 1 号	久慈郡里美村大字折橋 1226番1地先まで	旧	最大 最小	10.5 5.0	105.0	
	久慈郡里美村大字折橋 1201番地先まで	新	最大 最小	20.0 10.0	85.0	
国道 4 6 1 号	久慈郡里美村大字折橋 1755番45地先から	旧	最大 最小	22.0 5.0	214.5	
	久慈郡里美村大字折橋 1746番1地先まで	新	最大 最大	28.0 18.5	190.0	
国道 4 6 1 号	久慈郡里美村大字折橋 1757番地先から	旧	最大 最小	13.0 8.0	107.0	
	久慈郡里美村大字折橋 1757番1地先まで	新	最大 最小	31.0 14.0	80.0	
国道 4 6 1 号	久慈郡里美村大字折橋 1757番23地先から	旧	最大 最小	16.5 5.0	91.5	
	久慈郡里美村大字折橋 1757番10地先まで	新	最大 最小	25.0 8.5	87.0	

~~~~~



茨城県告示第871号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成5年7月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 日立いわき線
- 3 道路の区域

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル     | 延 長<br>メートル | 摘 要     |
|--------------------------------|------|-------------------|-------------|---------|
| 北茨城市華川町大字上小津田<br>字赤坂1204番1地先から | 旧    | 最大 15.0           | 572         |         |
|                                |      | 最小 7.0            |             |         |
| 北茨城市華川町大字上小津田<br>字勝負作1544番地先まで | 新    | 最大 46.0<br>最小 7.0 | 570         | 現 道 拡 幅 |

茨城県告示第872号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成5年7月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 荒井麻生線
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル      | 延 長<br>メートル | 摘 要     |
|-----------------------------|------|--------------------|-------------|---------|
| 行方郡麻生町大字宇崎<br>字代田1122番1地先から | 旧    | 最大 15.0            | 1,736       |         |
|                             |      | 最小 3.4             |             |         |
| 行方郡麻生町大字根小屋<br>字才天77番1地先まで  | 新    | 最大 15.0<br>最小 3.4  | 1,736       | バ イ パ ス |
|                             |      | 最大 70.0<br>最小 10.0 | 1,440       |         |

## 茨城県告示第873号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河川の名称  
二級河川 大北川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成5年7月12日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

| 位 置                                                   | 種 類 | 数 量       |
|-------------------------------------------------------|-----|-----------|
| 北茨城市磯原町大字木皿字行人塚1212番3地先から<br>北茨城市中郷町大字上桜井字八内143番2地先まで | 土 地 | 1,423.52㎡ |

## 茨城県告示第874号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称  
下妻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
下妻都市計画下水道事業 下妻市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成5年7月12日から平成11年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

なし

## (2) 使用の部分

下妻市大字下妻字西館，字舟山，字前山，字前岡，字大山，字大山下，字栗山及び字三道地の各全部

下妻市大字下妻字大町，字新町，字今峰，字西町，字上町，字オカマ，字竜沼，字三ノ輪，字稲荷山，字小野子下，字仲町，字本峰裏及び字本峰並びに大字小島字蔵王，字北側，字東川

及び字西側の各一部

茨城県告示第 875 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称

真壁郡関城町

2 都市計画事業の種類及び名称

下館・結城都市計画下水道事業 関城町公共下水道

3 事業施行期間

平成5年7月12日から平成11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

関城町大字関本分中字寺下、大字関本肥土字館内、大字関本上字寺下、大字関本上中字中上町及び字稲荷山、大字関本中字寺下並びに大字関本字館内及び字寺下の全部

関城町大字関本分中字西館、字館内、字上町及び字東館、大字関本上字上町、字西館及び字館内、大字関本上中字西館、字館内、字上町及び字東館、大字関本中字西館、字館内、字東館及び字南館内並びに大字関本下字西館、字東館及び字南館内の各一部

茨城県告示第 876 号

昭和61年1月13日付け農管指令第30号をもって認可のあった、出島村が行う坂中部地区(ほ場整備)土地改良事業については、昭和63年2月16日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により届出があったので、同法同条第2項の規定により公告する。

平成5年7月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 有 吉 潔

---

# 公 告

---

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
新治郡玉里村下玉里字下玉里244番1, 245番1, 246番1
- 2 事業主の住所及び氏名  
新治郡玉里村大字下玉里456番  
茨城玉川農業協同組合  
代表理事組合長 小松崎 一 郎

- 
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡小川町大字川戸字伏沼1450番6
  - 2 事業主の住所及び氏名  
東茨城郡小川町大字小川1484番地の2  
常陸小川農業協同組合  
代表理事組合長 沼 田 和 幸

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城郡八千代町大字水口字西坪520番1, 同番2
- 2 事業主の住所及び氏名  
結城郡八千代町大字水口520番地  
八千代青果 有限会社  
代表取締役 篠 木 達 夫

- 
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
下館市大字小川字前原1767番1, 1768番1, 1769番1

2 事業主の住所及び氏名

結城郡千代川村宗道86番地の3

石塚産業株式会社

代表取締役 石 塚 貴 司



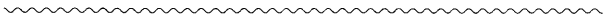
◎道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成5年7月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者 |                   | 道 路 の 位 置           | 道路の幅員及び延長    |               |
|----------------|--------------|-------|-------------------|---------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏 名   | 住 所               |                     | 幅 員          | 延 長           |
| 下土木指令<br>第739号 | 5.7.1        | 飯村志津江 | 協和町大字門井<br>1260-5 | 協和町大字門井字本田<br>789-3 | メートル<br>4.00 | メートル<br>11.25 |



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)